

議第 5 号

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

京丹後市議会議長 谷 津 伸 幸 様

令和 5 年 1 2 月 2 5 日提出

提出者 京丹後市議会 議会運営委員会委員長 田 中 邦 生

提案理由

議会基本条例第 2 1 条の規定による検証の結果、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例（平成27年京丹後市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表広報費の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例(平成27年京丹後市条例第25号)新旧対照表

現行		改正案	
京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例 平成27年2月27日 条例第25号		京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例 平成27年2月27日 条例第25号	
本則 (略)		本則 (略)	
別表 (第5条関係)		別表 (第5条関係)	
項目	政務活動費の対象となる経費	項目	政務活動費の対象となる経費
調査研究費	会派及び無会派議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究に要する経費のうち書籍購入費を除く経費	調査研究費	会派及び無会派議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究に要する経費のうち書籍購入費を除く経費
研修費	会派及び無会派議員が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費	研修費	会派及び無会派議員が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費
<u>広報費</u>	<u>会派が行う活動で、その内容を市民に報告するために要する経費</u>		
広聴費	会派及び無会派議員が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費	広聴費	会派及び無会派議員が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費
要請・陳情費	会派及び無会派議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費	要請・陳情費	会派及び無会派議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
		<u>附 則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>	